

広島県告示第八百二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所において、平成二十四年十一月八日までの間、縦覧に供する。

平成二十四年十月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道石風呂切串線	江田島市江田島町字西ノ段二六二番一地从先から江田島市江田島町字西ノ段二六二番一地从先まで	平成二十四年一〇月二十五日